

## 重症急性呼吸器症候群・SARS対策の強化を求める意見書

重症急性呼吸器症候群・SARSがアジアをはじめ世界各国で猛威をふるい、大きな衝撃を与えている。特に、空の玄関・那覇空港、海の玄関・那覇港をかかえている本市にとって、航空路線が開設されるなど、人の往来が毎日のようにある台北が、WHO（世界保健機関）の「重度」流行地域に指定されたことで、SARSの侵入問題が、現実的な問題として急浮上してきている。

SARS対策では、なによりもウイルスの侵入を水際で阻止することが大事であり、また、侵入後は、二次感染を最小限に食い止めることや、市民への情報の公開、プライバシーの保護と正しい予防対策を徹底し、混乱を防止することなどが重要である。

しかしながら、那覇空港や那覇港における検疫体制をはじめ、各分野の対策は、体温測定器や感染防止機材を搭載した救急車の配置などがなされていないなど、十分とはいえない状況である。

SARSは、治療方法もいまだに確立されてなく、また、死亡率が極めて高い感染症であり、市民の命を守り、市民の不安を解消するためにも、SARS対策を充実・強化することは緊急の課題である。

よって当市議会は、国会及び関係行政機関に対して、SARS対策の充実・強化を求めるため、下記の事項を強く要請する。

### 記

- 1 SARSが沖縄に侵入することを水際で防ぐために、那覇空港、那覇港などへの人的・物的配置の強化をはじめ、あらゆる対策を行うこと。
- 2 感染症侵入後は、二次感染を最小限に食い止めるための対策をただちにとること。
- 3 市民への情報公開、プライバシーの保護を徹底し、混乱が起こらないようにすること。
- 4 市の救急車への感染防止機材の搭載などをはじめ、必要な対策についての財政的な支援を緊急に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成15年（2003年）5月14日

那 覇 市 議 会

あて先 衆議院議長、参議院議長、  
内閣総理大臣、法務大臣、外務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、  
農林水産大臣、国土交通大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、  
沖縄県知事